

かんたん ポイント解説

監修者

税理士法人 YFP クレア 代表 税理士 柳田 幸紀



法政大学経営学部を卒業したのち、地元の群馬県に戻り東和銀行本店営業部にて企業査定と担保評価を手掛けました。退社後、現浦和オフィスとなっているYFP総合会計に勤め、のちに西新井の会計事務所に勤務しながら税理士試験に合格し、平成18年2月に税理士登録しました。税金に限らず、金融関係と不動産関係のご相談を多くいただいています。起業して、安定して会社が利益を出したらお金を残して下さい。しっかり財産形成をするお手伝いをいたします。

事務所概要

税理士法人 YFP クレア

所在地：〒160-0004 東京都新宿区四谷4-1細井ビル6階
TEL：0120-700-663
<http://www.yfpcrea.com/>

YFP クレアは新宿区・四谷、さいたま市・浦和、横浜、千葉の4拠点を中心に約60名のスタッフで1,200社のお客様をサポートさせて頂いております。



創業から約10年。

お客様からのお声を参考にサービスの拡大や、スタッフの採用を行ってまいりました。創業期のお客様がいち早く経営の軌道が良くなるように創業融資のサポートを着手金・成功報酬無料で実施したり、経理担当者を雇えないお客様のご要望から、記帳や給与計算のアウトソーシングなどの経理代行や経理派遣サービスがスタート致しました。

顧問契約はまだできないけど、しっかりと経理や決算申告は行いたいお客様には決算申告サポートも用意致しました。

またお客様に御満足頂くためには、お客様に好かれて頼りになるスタッフも必須です。

「無理なく働けて、無理なく成長ができる職場」を目指した結果、女性が活躍する税理士事務所になりました。全体の7割が女性スタッフです。

お客様からも「女性相手だと話しやすい」「コミュニケーションが円滑」「きめ細やかな対応ありがたい」などお声を頂いております。

今後もお客様の満足度が高いサービスができるようスタッフ一同努めてまいります。

※本書に記載された情報は、執筆時点（2019年2月）において入手可能な情報に基づき作成されております。関係法令等の整備等により、記載された内容は予告なく変更される場合があります。

軽減税率対策本

消費税軽減税率制度のキホンから
新たに発生する業務などがまるわかり!

会計王シリーズ
ユーザー様
特典



軽減税率ってなに?



どんな商品が対象になるの?



どんな対策をすればいいの?



軽減税率によって新たに発生する業務は?



請求書はどう変わるの?



複雑でわかりづらい軽減税率制度を
人気税理士が解説

税理士法人 YFP クレア 代表 税理士 柳田 幸紀 著

1

軽減税率ってなに？

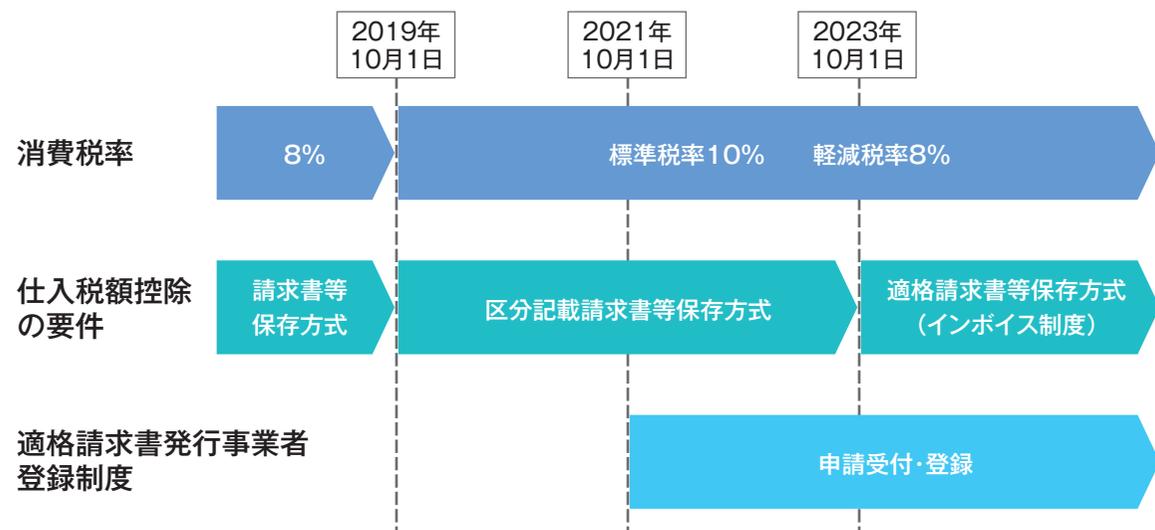


消費税の税率は、2019年10月1日に8%から10%に引き上げられ、それに伴い消費税の軽減税率制度が実施されます。



軽減税率は、全ての事業者に影響があります

軽減税率制度では、売上げや仕入れを標準税率（10%）と軽減税率（8%）に区分して経理する必要があり、複数税率に対応した請求書等の発行や保存なども必要となります。自社には軽減税率の対象商品がなくても、会議で使う飲み物やお菓子などの経費も対象になるので**業種に関係なく対応が必要です**。早めに自社の現状を確認し、計画的に準備をしましょう。



2

どんな商品が対象になるの？



- 1 飲食料品（お酒・外食を除く）
- 2 週2回以上発行される新聞
（定期購読契約が締結されたもの）



軽減税率8%対象



標準税率10%



柳田先生のワンポイントアドバイス

間違いやすい対象品目

飲食料品は軽減税率（8%）の対象ですが、お酒、おもちゃ付きのお菓子など食料品と一体のもので一定のもの、外食やケータリング等は対象となりません。また、ファーストフードなどのテイクアウトは8%となり、医薬品、ペットフード、ケーキなどと一緒に売る保冷剤やロウソク、送料、箱代などは10%となります。

新聞については、定期購読契約に基づく週2回以上発行する新聞は軽減税率の対象ですが、コンビニの新聞、インターネットの電子版新聞は10%です。

どんな対策を
すればいいの？

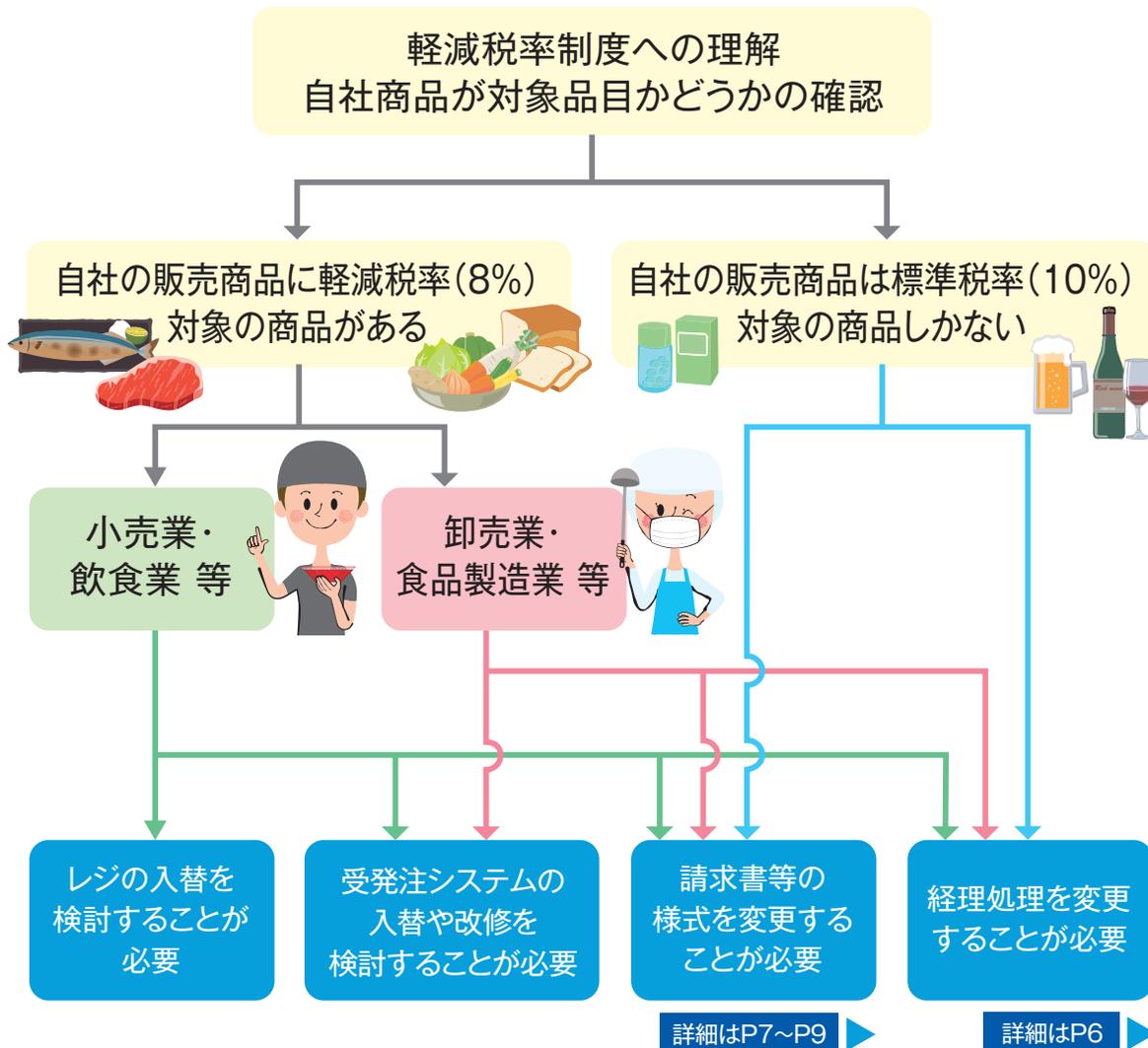


軽減税率制度は、**すべての事業者の方に影響があります。**
フローチャートを参考に必要な準備をご確認ください。

軽減税率によって
新たに発生する業務は？



軽減税率制度の導入により、日常業務において**新しい業務が発生します。**自社への影響を把握しておきましょう。



業務の流れ

- ① 値付け ② 仕入れ ③ 販売・請求 ④ 支払い ⑤ 申告

① 値付け

まずは自社の商品が8%か10%かを把握し、原価を踏まえて値付けをしましょう。価格表示は税込価格を表示すること(総額表示)が義務付けられていますが、誤認防止措置を講じていれば特例的に税抜価格を表示することも認められています。
※この特例措置は、2021年3月31日まで
価格表示の変更が必要かどうかを早めに確認しておくことが必要です。

A 税込価格を表示(総額表示)

1,080円(税込) ▶ 1,100円(税込)

総額が変わるので
価格表示を変更する

B 税抜価格を表示

1,000円+消費税

「+消費税」は変わらないので変更は不要と考えられる

※2021年4月1日以降は「税込価格を表示(総額表示)」への変更が必要



柳田千エツク

- 価格が表示されているものを全て洗い出しておきましょう(例: Web・チラシ・店頭)
- 8%と10%の商品が混在する場合は特に注意が必要です。「+消費税」のような税抜価格ではお客様が税率を把握していないと消費税額がわからないので価格表示を工夫する必要があります。



② 仕入れ



軽減税率導入後は、仕入れ時に8%と10%が混在することがありますので、課税取引についての適用税率(軽減税率対象品目かどうか)を確認する必要があります。また、標準税率(10%)と軽減税率(8%)を**区分して帳簿に記帳**することが必要です。

商品を仕入れた時の業務フロー(例)

1. 商品の適用税率を確認!

2. 請求書(納品書)に記載されている税率が正しいかチェック!

※税率がわからない場合は仕入先に確認!

3. 納品書に基づき標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して記帳



帳簿の記載例

10月からは税率ごとに区分して帳簿に記載し、軽減税率の対象品目である旨の記載をしなければなりません。「※」などのマークでも可となります。



総勘定元帳(仕入)					
××年	月	日	摘要	借方	貸方
12	27		(株)〇〇商店 食料品 ※	10,800	
12	27		(株)〇〇商事 雑貨	11,000	

※は軽減税率対象品目



●仕入先から受け取った請求書等に記載漏れがあった場合
請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載がなかった場合は、請求書等の交付を受けた事業者がその取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで仕入税額控除を行うことが認められます。なお、他の項目についての追記や修正は認められていません。

③ 販売・請求



軽減税率導入によりお客様対応など大きな混乱が生じる可能性があるため、まずは**事前に従業員への教育**を行いましょう。また、取り扱う商品の適用税率を確認し、正しい価格表示をすることが必要です。請求書等には、**どれが軽減税率の対象品目を明示し、適用税率ごとに合計金額を記載**します。

従業員への教育

軽減税率制度を理解していないお客様から質問をされたり苦情を言われることが想定されるため、まずは従業員が軽減税率制度を理解することが重要です。対応マニュアルやQ&Aの作成、研修の実施など従業員教育を含めた準備を検討しましょう。



販売した時の業務フロー(例)

1. 商品の適用税率を確認し正しく価格表示

2. 請求書(領収書)に軽減税率の対象品目である旨と税率ごとに合計した対価の額を記載

詳細はP8・P9



3. 標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分して記帳

〇〇株式会社 御中		請求書 2019年11月30日
日付	品目	金額
11/1	豚肉 ※	¥10,800
11/8	ティッシュペーパー	¥1,100
合計金額		¥11,900
消費税 10% 対象		¥1,100
消費税 8% 対象		¥10,800

(注) ※印は軽減税率対象品目

〇〇商店 株式会社

請求書は
どう変わるの？



消費税率8%と10%を把握するために請求書等の方式の変更が必要となります。2019年10月1日から「区分記載請求書等保存方式」、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が実施されます。

③ 販売・請求

各請求書の記載事項の違い

「区分記載請求書等保存方式」には「軽減税率の対象品目である旨」「税率ごとに合計した対価の額」が追加となり「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」では「登録番号」「税率ごとの対価の額・消費税額および適用税率」の記載が必要です。



請求書の様式			記載事項項目
適格請求書 (インボイス)	区分記載請求書	現行	請求書発行者の氏名または名称
			取引年月日・取引の内容・対価の額
	2019年9月30日	請求書受領者の氏名または名称	
	2019年10月1日 2023年9月30日	A 軽減税率の対象品目である旨	
2023年10月1日		B 税率ごとに合計した対価の額	
		C 登録番号	
		D 税率ごとの対価の額・消費税額および適用税率	

現行の請求書

～2019年9月30日



〇〇株式会社 御中		請求書 2019年8月31日
日付	品目	金額
8/1	米	¥10,800
8/1	ティッシュペーパー	¥1,080
合計金額		¥11,800

〇〇商店 株式会社

区分記載請求書

2019年10月1日～
2023年9月30日



〇〇株式会社 御中		請求書 2019年11月30日
日付	品目	金額
11/1	豚肉 ※ A	¥10,800
11/8	ティッシュペーパー	¥1,100
合計金額		¥11,900
B 消費税10%対象		¥1,100
B 消費税8%対象		¥10,800

A (注) ※印は軽減税率対象品目
〇〇商店 株式会社

適格請求書
(インボイス)

2023年10月1日～

凡例

- A** 軽減税率の対象であることが明確になるよう「軽減税率対象」などを記載
- B** 税率ごとに区分し、合計した課税資産の譲渡等の対価の額を記載
- C** 登録番号
- D** 税率ごとの対価の額・消費税額および適用税率

〇〇株式会社 御中		請求書 2023年11月30日
日付	品目	金額
11/1	豚肉 ※	¥10,800
11/8	ティッシュペーパー	¥1,100
合計金額		¥11,900
D 消費税10%対象		¥1,100 消費税 ¥100
D 消費税8%対象		¥10,800 消費税 ¥800

(注) ※印は軽減税率対象品目
C 登録番号 XXX-XXXX
〇〇商店 株式会社

4 支払い

月ごとの請求書等と納品書とを照らし合わせ、誤りがないか確認する必要があります。



請求書の適用税率の確認・保存

1. 請求書に記載された適用税率に間違いがないか確認・受け取った請求書を保存

2. 支払った金額を適用税率ごとに分けて記帳!

5 申告

標準税率(10%)と軽減税率(8%)を区分して記帳した帳簿に基づき消費税額を計算し申告します。
※消費税の課税事業者のみが対象

軽減税率導入後の税額計算

消費税率が標準税率(10%)と軽減税率(8%)との2つとなることから、売上げと仕入れを税率ごとに区分して税額計算を行うことが必要ですが、売上税額から仕入税額を控除するといった消費税額の計算方法は現行と同じです。



$$\begin{aligned} \text{売上税額} &= \left[\text{標準税率の対象となる税込売上額} \times \frac{10}{110} \right] + \left[\text{軽減税率の対象となる税込売上額} \times \frac{8}{108} \right] \\ \text{仕入税額} &= \left[\text{標準税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{10}{110} \right] + \left[\text{軽減税率の対象となる税込仕入額} \times \frac{8}{108} \right] \end{aligned}$$

※軽減税率制度が導入される2019年10月1日から一定期間、売上げまたは仕入れを標準税率(10%)と軽減税率(8%)とに区分することが困難な中小事業者のために、売上税額または仕入税額の計算の特例が設けられています。詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。



柳田先生のワンポイントアドバイス

軽減税率以外にも8%になることがある!?

消費税率が10%になると軽減税率の対象品目が8%となりますが、その他に「経過措置」が適用されるものについても、8%が適用されることとなります。

【主な経過措置 (8%が適用)】

- ・2019年9月30日までに支払った旅客運賃等
- ・2019年3月31日までに契約した工事の請負等
- ・2019年3月31日までに条件提示して2019年9月30日までに申込した通信販売等
- ・2019年3月31日までに契約して2019年9月30日までに貸付した資産の貸付

※詳しくは国税庁のホームページでご確認ください。

軽減税率対策 準備チェックリスト

Step1 軽減税率制度の理解

- 制度概要の把握(実施時期、軽減税率の対象品目)
- 自社への影響の確認(軽減税率の対象取引があるかどうかの確認など)

Step2 変更となる業務の確認と対応の準備

- 影響がある業務の確認
- 区分記載請求書と適格請求書(インボイス)の導入時期と様式の確認
- 会計ソフトの導入や改修・入替
- 販売管理ソフトの導入や改修・入替
- レジの導入や改修・受発注システムの改修や入替



Step3 業務手順の見直しや導入・改修・入替したシステムの操作確認

- 税率区分に応じた経理処理の見直し・経理処理マニュアルの見直し
- 商品管理や販売管理方法、商品マスタの見直し
- 会計ソフト・販売管理ソフトの操作確認
- レジ・受発注システムの操作確認
- 請求書や納品書など帳票の見直しや取引先との連絡・調整



Step4 従業員の教育や価格の変更準備、お客様への周知

- 研修の実施など従業員の教育
- Web・チラシ・店頭などの価格表示の変更準備
- お客様へ価格変更を周知(Webや店頭ポスターなど)

